

学校法人天王寺学館 寄附行為

第1章 総 則

第1条（この寄附行為の意義）

- 1 学校法人天王寺学館を設立し、その公共性を高め、自主性を確立し、一段と健全な経営を行い得るよう制定するものである。
- 2 本法人の行う事業に関してこの寄附行為に特別に規定されていない事項に関しては全て法の定めるところによるものとする。

第2条（名称）

本法人は学校法人天王寺学館と称する。

第3条（事務所）

本法人は事務所を大阪市阿倍野区松崎町2丁目9番36号に置く。

第2章 目 的

第4条（目的）

本法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、私立高等学校及び私立専修学校を設置し、就学を求める学生に広く開放し真理の探求、知性の向上、人間性を錬磨し発揚させる有為な人材を育成する事を目的とする。

第5条（設置する学校）

本法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

- (1) 天王寺学館高等学校 通信制課程総合学科
- (2) 関西外語専門学校 国際文化専門課程 国際高等課程 教養一般課程

第3章 役員及び理事会

第1節 通 則

第6条（役員の定数）

- 1 本法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 6名以上9名以内
 - (2) 監 事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長を解任するときも、同様とする。

第7条（役員を選任）

- 1 役員を選任にあたっては評議員会の同意を要する。
- 2 役員の中に、各役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は特殊な関係がある者が1人を超えて含まれてはならない。

第8条（役員任期及び補充）

- 1 役員任期は4年（就任日を起算日とする。）とする。但し再選は妨げない。
- 2 役員は任期満了後も後任者が選出されるまで引き続きその業務を行う。
- 3 役員の内定数の5分の1を超えるものが欠員となった時は、1月以内に補充しなければならない。
- 4 前項により補充選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条（役員退任）

- 1 役員は任期の満了をもって退任となる。
- 2 役員は次の各号の場合は任期中であっても退任となる。
 - (1) 本人死亡のとき。
 - (2) 本人から辞任の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。
 - (3) 学校の校長又は評議員である事を条件として理事に選出されたものがそれぞれ校長または評議員の職を退いたとき。
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第9条の2（役員解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任する事ができる。

- (1) 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

第9条の3（役員報酬）

役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第2節 理事

第10条（理事の服務基準等）

- 1 理事は法及び本寄附行為に定めるところに従って常に熱心且つ公正に業務に専心しなければならない。
- 2 理事長以外の理事は本法人の業務について本法人を代表しない。

第11条（理事選任）

理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 天王寺学館高等学校校長、関西外語専門学校校長のうちから理事会において選任した者1名以上
- (2) 評議員のうち評議員会において選任した者1名以上
- (3) 本法人の設立又は成功に関し特に貢献した者として理事会において選任した者1名以上
- (4) 学校の教育事業に寄与し得る学識経験者の内理事会において選任した者1名以上

第12条（理事長の職務）

理事長は本法人を代表し、その業務を総理する。

第12条の2（理事長職務の代理等）

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名する他の理事がその職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

前項の場合、理事長がその代理者を指名しなかったときは、他の理事の互選によって1週間以内に理事長の職務を行う理事を定める。

第13条（理事会）

- 1 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 4 理事会は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して会議の7日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を記載した通知を発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 理事会は総数の3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き議決する事ができない。ただし、第9項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 理事会の議事は法令及び本寄附行為に別の規定がある場合を除き、理事総数の過半数で決する。この場合、議長も議決権を行使する事ができ、また可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 9 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 10 次項及び第16条第2項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 11 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集する事ができる。

第13条の2（業務の決定の委任）

法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において

定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第13条の3（議事録）

- 1 議長は理事会の議事について議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、開催の場所、日時並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名及び出席した監事が署名する事をする。
- 3 議事録は本法人の事務所に常時備えておかなければならない。
- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第3節 監事

第14条（監事の服務基準）

監事は第16条に掲げる職務を厳正に遂行するに足る人格、識見を有し、且つ熱心に業務を行わなければならない。

第15条（監事の選任）

監事は、本法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）、職員（校長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

第16条（監事の職務）

監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がある事を発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する

行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第4章 評議員及び評議員会

第17条（評議員の定数と選任）

- 1 本法人に13名以上20名以内の評議員を置く。但し、理事の在職者数の2倍を超える数でなければならない。
- 2 評議員は本法人の目的とする教育事業について深い関心があり又それに貢献し得る人格、識見を備える事を要する。
- 3 評議員は次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者1名以上
 - (2) 本法人の設立又は法人の行う事業の運営について貢献した者のうちから理事会において選任した者1名以上
 - (3) 本法人の設立する学校を卒業した者で年齢25年以上の者の内から理事会において選任した者1名以上
 - (4) 学校の行う教育事業に寄与し得る学識経験者の内から理事会において選任された者1名以上
- 4 評議員の選任には3名以上の評議員の推薦があることを要する。
- 5 評議員の内に評議員の配偶者または3親等以内の親族が3名を超えて含まれてはならない。

第18条（評議員の任期及び補充）

- 1 評議員の任期は4年と（就任日を起算日とする。）する。但し再選を妨げない。
- 2 前項の規定に拘らず、評議員は任期満了後でも後任者が決定するまで引き続きその職務を行う。
- 3 補充選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第19条（評議員の退任）

- 1 評議員は任期の満了をもって退任となる。
- 2 評議員は次の各号の場合は任期中であっても退任となる。
 - (1) 本人の死亡のとき
 - (2) 本人から辞任の申し出があり、理事長がこれを受理したとき
 - (3) 本法人の職員である事を条件として評議員に選出された者がその地位を退いたとき
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第20条（評議員の解任）

評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事及び評議員総数の各3分の2以上の同意によりこれを解任する事ができる。

- (1) 法令の規定又は本寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

第21条（評議員の補充）

削除

第22条（評議員会の構成と開催）

- 1 本法人に評議員をもって組織する評議員会を置く。
- 2 評議員会は毎年5月に理事長が招集する。又次の各号に掲げる場合には理事長は臨時にそれぞれの期間内に評議員会を招集しなければならない。
 - (1) 法人の事業遂行上必要ありと認めた時及びこの寄附行為の規定により必要が生じた場合
 - (2) 評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された時はその請求のあった日から20日以内
 - (3) 法第37条第3項第6号に基づいて監事より評議員会の招集を請求された時はその請求のあった日から20日以内
- 3 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して会議の7日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその会議を開き議決することができない。ただし、第8項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。また、当該議案について 予め書面を以て、意思表示した場合には、出席したものとみなす。
- 5 評議員会に議長を置き、議長は開会の都度出席評議員の互選によりこれを定める。
- 6 評議員会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 8 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第22条の2（議事録）

- 1 評議員会の議事については議事録を作ることを要する。
- 2 議事録は議長が作成し、開催場所、日時、議事の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名及び出席した監事が署名することを要する。
- 3 議事録は事務所に常時備えておかななければならない。

第23条（諮問事項）

次の各号に掲げる事項については、理事長において予め評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 予算、借入金（当該会計年度内収入を以て償還する一時の借入金を除く）及び基本財産

の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項。

- 2 年度事業計画に関する事項。
- 3 役員を選任に関する事項。
- 4 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5 寄附行為の変更に関する事項。
- 6 合併及び解散に関する事項。
- 7 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
- 8 その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

第24条（評議員会の意見具申等）

評議員会は本法人の業務もしくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又役員に対して報告あるいは説明を求めることができる。

第5章 資 産

第25条（資産）

本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第26条（基本財産と運用財産）

- 1 本法人の資産を分けて基本財産及び運用財産とする。
- 2 前項の基本財産とは、本法人の目的たる事業の運営に必要な不動産施設及び設備、又はこちらに要する資金とし、次のものよりなる。
 - (1) 財産目録に掲げる基本財産
 - (2) 将来基本財産として指定して寄附された物件
 - (3) 運用財産より評議員会の議決を経て基本財産として編入した物件
- 3 運用財産とは、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用産に編入する。

第27条（資産の管理）

本法人の資産は理事長がこれを管理する。但し法人の資産である現金は国債証券又は確実な有価証券を購入するか、郵便局又は確実な金融機関に預け入れるものとする。

第28条（基本財産の処分禁止）

本法人の基本財産は解散又は合併の場合を除きこれを処分してはならない。但し、本法人の業務遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

第6章 会 計

第29条（会計）

本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第30条（会計年度）

本法人の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる期間とする。

第31条（経費支弁）

本法人の目的たる事業の遂行に要する費用は次の各号に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 本法人の資産より生ずる果実
- (2) 法人の目的たる事業より生ずる収入
- (3) 将来運用資金として取得すべき寄附金又は補助金
- (4) その他雑収入

第32条（予算）

- 1 本法人の予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得ることを要する。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
- 2 予算書にはその会計年度に予想される一切の収入支出を編入し、又その見積もりの事由あるいは計算の基づくところを示すものとする。
- 3 支出予算の内翌会計年度に繰り越して使用する必要のあるものについては、その旨を予算の内に明示するものとする。

第33条（緊急支出行為）

- 1 本法人の運営にとって天災等による緊急止むを得ない必要がある場合においては、緊急支出行為をなすことができる。
- 2 前項により緊急支出行為をなした場合には、理事長は調書を作成して事後速やかに監事に報告すると共に理事会の承認を受けなければならない。

第34条（予算の補正）

予見しがたい事由によって予算の総額を補正する必要がある時は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て行わなければならない。

第35条（決算）

- 1 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に理事長がこれを作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 本法人の決算に余剰金が生じたときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

第36条（期末仮決算報告書）

理事長は前項の規定に拘わらず、毎年9月及び3月の月末に6ヶ月毎の期末仮決算報告書を作成し15日以内に監事に報告しなければならない。

第37条（新たな義務の負担及び権利の放棄）

予算に定めるもの以外に新たに義務を負担し、又は権利を放棄するときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

第38条（会計帳票類の備付け及び閲覧）

- 1 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
- 2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつてはこの法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）は、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第39条（資産総額の変更登記）

本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

第7章 解散及び合併

第40条（解散の事由）

- 1 本法人は次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) 本法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 他の学校法人との合併
 - (4) 破産
 - (5) 法第62条の規定による大阪府知事の解散命令
- 2 前項第1号から第3号に掲げる事由による解散又は合併は、大阪府知事に申請しその認可又は認定を得ることを要する。

第41条（精算人）

本法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き理事長が精算人となる。

第42条（残余財産の帰属者）

- 1 解散後の残余財産は合併及び破産の場合を除くほかは、次の各号に掲げる団体の中の1つ又は2つ以上に帰属する。
 - (1) 本法人の目的たる事業と類似の趣旨を目的とする学校法人
 - (2) 他の学校法人又はその他教育事業を行う法人
 - (3) 地方公共団体
- 2 前項の規定において残余財産の帰属すべき団体及びその金額・方法を決定するに当たっては、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を要する。

第8章 寄附行為の変更

第43条（寄附行為の変更）

- 1 この寄附行為を変更しようとする場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決並びに評議員会の議決を経て大阪府知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事に届けなければならない。

第9章 補 則

第44条（役員の損害賠償責任の免除）

役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務遂行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

第45条（役員等の損害賠償責任限定契約）

理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金一〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第46条（書類及び帳簿の備付）

本法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かねばならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

第47条（公告の方法）

本法人の公告は、天王寺学館の掲示場に掲示して行う。

第48条（施行細則）

この寄附行為を施行するにあたって必要な細則は、理事長がこれを策定し理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 法人設立当初の役員の氏名は次のとおりとする。

理 事	（校長）	早 原 栄 一
理 事		岡 田 剛
理 事		榎 本 了 一
理 事		早 原 四 朗
理 事		小 笠 亘 達
監 事		松 谷 幸 一
監 事		松 井 円 照

- 2 この寄附行為は昭和30年 3月28日から施行する。
この寄附行為は昭和34年12月 2日から施行する。
この寄附行為は昭和61年 5月23日から施行する。
この寄附行為は昭和62年 3月23日から施行する。
この寄附行為は平成 1年 3月31日から施行する。
この寄附行為は平成 5年 5月 1日から施行する。
この寄附行為は平成 8年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成 9年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成10年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成14年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成17年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は平成22年 3月16日から施行する。
この寄附行為は令和 2年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は令和 4年 6月 1日から施行する。

以 上